

意味と規範性

常松 淳

言葉によって何かを意味するということと、規範性との関係はどのようなものであるか。本稿ではこの問題を、主として Kripke の議論を規範性の扱いという観点から再検討することを通じて考察した。私の考えでは、Kripke (及び他の論者) による、意味と規範性との本質的な結びつきという想定は誤っている。本稿は、この点を示す議論を提出することを試みている。

1 はじめに

われわれが「意味(する)」というタームによって指示しようとしている現象は、どのように理解されるべきか。本稿では、規範性との関係という観点からこの問題について再考する。

議論の糸口としてまず、Saul A. Kripke によって提出された議論⁽¹⁾を取り上げたい。よく知られているように、Kripke が創出した懐疑論は、言葉によってある人が何かを意味しているということは個人の次元において事実として確立し得ないという結論を導き出すものであった。しかし私は本稿で、懐疑論の結論じたいやその解決についてではなく、Kripke が展開した議論において前提されている一つの考え方を再検討することを通じて、意味と規範性との関わりについて一つの見解を提出する。

言うまでもなく、これまで Kripke に対する批判は数多く提出されており、その論点も多岐に渡っている⁽²⁾。Wittgenstein 解釈としての妥当性を疑うもの⁽³⁾から、共同体を持ち出す「懐疑的解決」の意義を問うもの⁽⁴⁾、一人称的な意味帰属 (= 「私は自分の意味していることを知

っている」のような、自己への意味帰属) の特殊な (特権的な) 性格を主張するもの⁽⁵⁾、また、Kripke の議論に、意味についての還元主義的な前提 (= 意味に関わる事柄は非意味論的な用語によって記述される事実に還元されうるという前提) を見出し、それを問題視するもの⁽⁶⁾など、「意味」に関わる点に限ってさえも様々である。

Kripke の懐疑論は、ある特殊な設定の下に組み立てられている。その設定には幾つかの (それ自体は議論されない) 前提が含まれているが、ここで特に問題としたいポイントは言語における規範性の扱い方にある。というのは、言語の規範性についての特定の見解が懐疑論の成立にとって決定的に重要な役割を果たしているからでもあるが、本稿の関心としてはむしろ、同様な考え方が、Kripke に限らず他の論者によっても共有されているように見受けられるからである⁽⁷⁾。そこで以下では、まず Kripke 懐疑論の構造を分析し、そこで規範性が意味との関わりにおいてどのように関係付けられているかを明らかにする。次に、それが一体どのような規範性であるのかを明確にした上で、そのような規範性が意味することと (Kripke, 及びその他の論者達が想定しているような) 本質的な関係を持つ

ていないと論じ、最後に、規範性を見出す視点について述べる。

同書における Kripke の議論はしばしば、規則順守 rule-following の問題一般を論じたものとして捉えられており、社会学においても主としてその文脈で論じられている⁽⁸⁾。確かに Kripke の懐疑論は「規則に従うこと」を巡って展開されている。しかしそれは同時に「(言葉で何かを) 意味すること」についての考察ともなっているのである。だからこそ「私的言語⁽⁹⁾ (の不可能性)」についての議論として提起されているわけである。なぜ規則の問題と言語 (の意味) の問題が同一の文脈で論じられてしまっているのかは、以下で言及される⁽¹⁰⁾。

2 Kripke 懐疑論の構造

Kripke は同書において、人が言葉によって何かを「意味している」ということ (その人について見出され得るような) “事実性” を否定する、懐疑的な議論を独特な仕方でも創出して見せた。それは、「いついかなる時であれ、私が「プラス」によって、あるいはその他の語によって、何を意味しているのかについての事実というものはありえない⁽⁴⁰⁾」という結論を持っている。つまり、ある人が何らかの語を使うことによって何かを意味するということを構成するような、その人についての事実と呼べるものは何もないと主張されているのである。この結論に至る懐疑論の構造はどのようなものであるのか、既に各所で紹介されてはいるが、簡単に Kripke の議論を追ってみよう⁽¹¹⁾。

2.1 懐疑論者の主張

Kripke は、考察を主として「プラス」という語 (及び「+」という記号) を具体例として展開

している (後に触れるが、他でもないこのような例が選ばれているという点が重要である)。いま仮に、私はかつて一度も 57 以上の数について加法の計算をしたことがない、従って「 $68+57$ 」という計算を行ったことが無いとしよう (ひとの経験は有限なのだから、一度も行われたことのない計算の例が存在することは自明である)。もちろん私はこの計算を行って「125」という答えを得るだろう。

ここで Kripke は、奇妙な懐疑論者 (以下、本稿では「K」と呼ぶ) を登場させる。K は、その計算に対して私は「5」と答えるべきであったと主張するのである。K によれば、過去の有限の計算事例において私は「プラス」と「+」を、「クワス」と「◎」によって表されるような関数を指すために用いていたかもしれないのである⁽¹²⁾。

もちろん K の主張は馬鹿げているように見える。ところが K は、私は過去においても常に「プラス」でクワスを意味していたのだとあくまで言い張る。K によれば、いまの私は過去の使用法を誤って解釈していることになる。この主張を支えるのは、もし私が過去において行った実際の計算例のみに注目するならば、それを“クワス風”に再解釈することが論理的には常に可能であるという点である。結局 K は、私がいま (「5」ではなく) 「125」と答えることを正当化するような、「私に関する事実」⁽³⁹⁾ は何もないはずだと主張するにいたる。

Kripke によれば、K への反論は次の二つの条件を満たさなくてはならない。

- ・私がクワスでなくプラスを意味していたということを構成する「事実」とは如何なるものであるかを説明するものであること。

- ・その「事実」は私が今「125」と答えることを如何にして正当化するのかを示すものであ

ること。

ここで注意しなければならないのは、K が懐疑を差し向けているのは「加法 (アディション) が一つの答えを決定しうるかどうか」ではないということである。「プラス」と「クワス」がそれぞれアディション、クワディションという関数を表すこと、また、それぞれの関数がある決まった計算結果を与えるであろうことは問題視されていない。疑われているのは、現在の私の「プラス」という語の使用が正当化されているかどうかなのである。

Kripke の懐疑論が提示する問題とは、結局次のようなものになる：「私が今なすべきことを命令 mandate するところの、私に関する過去の事実—プラスによって私が「意味していた」こと—は存在していたであろうか」(26)。これに対して K は、私の過去の外的な振る舞いや内的な心の歴史に属するいかなるものも、私がクワスではなくプラスを意味していたことを構成するようなものではないと主張する。そして、過去においてクワスでなくプラスを意味していたということを構成する事実がないとすれば、現在においても同様であると結論されるわけである。

2.2 「事実」の性格付け

前節で確認したように、この懐疑論においては、言葉で何かを意味することを構成するような、私についての「事実」の存在そのものが疑われている。ここで当然、「事実」とはどのような性格を担わされたものであるかという問題も立てられるが、本稿ではむしろ「意味すること」に対して課された条件にこそ焦点を絞っていきたい。

ただここで、「事実」の扱い方について若干の検討を加えておく必要がある。K への有効

な回答としての条件を満たしているかどうかを Kripke が実際に検討している「事実」の候補は三種類に限られている。それら三種の「事実」とは、一つには過去における具体的な計算の事例 (紙に書き下されたものであれ、自分に対する内面的な指示であれ) であり、もう一つは「傾向性 disposition」、そして内観可能な独特の「質 quale」である。吟味の結果、それらは全て、前記の「正当化するものであること」という条件を満足することが決してないとして全て退けられているのである。意味することを構成するような「事実」が持っていないと Kripke が前提する規範性の要請がここで効いているのが分かる。

Kripke が検討しているこれらの「事実」候補は、明らかに偏っている印象を与えるかもしれない。このような「事実」観の偏りはしばしば (同書における限りでの) Kripke の還元主義 (=意味論的事実は非意味論的事実へと還元されなければならないとする考え方) として批判されている⁽¹³⁾。つまり K は、話者による意味論的な用語を用いた自己申告 (「私は…を意味していた」という主張)⁽¹⁴⁾ を初めから信用しない、意味についての還元主義的見解の持ち主なのである。要するに、私が「+」でアディションを意味していたことが確実であるかどうか疑われているのだが、それが確実であるかどうかは何らかの非意味論的な「事実」を提示することによってしか確立できないと、K によって前提されているのである。

この前提に対してわれわれは、私が「+」でアディションを意味していたことは、それ自体で何か特別な確実さを持っていると考えたくなる。このような直観に基づく反論に対処するべく Kripke は、「意味している」ことに伴う「(他に還元不可能な) 独特な質を有する経験」が K

への回答となるかを検討し、棄却している。彼がこの回答を退ける理由は、「そのような経験は、今までに遭遇したことのない新しい場面で何を為すべきかを、私には教えてくれないだろう」(84)ということに求められている。ここで Kripke が、「還元不可能な経験」を「頭痛や吐き気」のような感覚と同列に捉えていること (Kripke 1982=1983:78) から分かるように、言わばその「経験」は、それ自体としては解釈されざる (従っていかようにも解釈できる) 無記の状態なのである。であるが故に、Kripke は「ある時に私の心の中にあるものが何であろうと、それを私が未来において別様に解釈することは自由なのである」(209) と述べる事が可能になっている。

K が暗に要請しているようなタイプの事実しか認めない限り、Kripke がそれに課した規範性の条件 (=新たな事例における語や記号の適用を正当化するものであること) を満たす事実は確かに見つからないように思える。というのは、正当化という関係そのものが意味のレベルで成立する関係と考えられるからである。このことから Kripke は、何かを意味しているということ構成するような「事実」は存在しないという結論を導いているわけだが、このような懐疑論的結論を、むしろ還元主義が誤っていることを示すものだと見る立場もありえる。「意味している」のような状態を非-意味論的な用語によって記述しようとする還元主義的前提に立つ限り、「意味していること」についての満足ゆく説明は得られないことを、Kripke の懐疑論は逆説的に示しているのだと捉えるわけである。

この非-還元主義的立場にたてば、何かを意味しているということ、例えば、「プリミティブで非経験的な心的状態」(McGinn 1984=1990:226) と見なすであろう。Kripke はそれを「神

秘化」(100) だと批判してはいるのだが、確かに Boghossian が言うように (Boghossian 1989:101-103), Kripke は非還元主義が誤っていることを積極的に示しているわけではない。しかしながらそれでもなお、そのような「プリミティブな心的状態」が新たな言語使用を如何にして「正当化」できるのかという K が固執する規範性の条件そのものは依然として残るだろう。そして、この条件こそが問い直されねばならない。

2.3 規範性の要請

話者の「傾向性 disposition」によって K の懐疑的な議論に答えようとする議論を Kripke は重点的に検討し、そして棄却している。既に述べたように、その理由は主に「意味していること」の規範性に求められている。この「規範性」とはどのようなものであるか。

傾向性論者が与える説明は、私は「125」と答える「であろう will」ということしか示さないが、Kripke によれば、そのような「記述的」説明では不十分である。

論点は、もし私が「+」によってアディションを意味したならば、私は「125」と答えるであろう (will) という事ではなく、もし私が「+」のこれまでの意味と一致しようと意図するならば、私は「125」と答えるべき (should) なのである、という事なのである。(70)

ここで、Kripke の議論において想定されている規範性の内実について明確にせねばならない。それはいかなる側面において、どのような意味で規範的なのか。三点指摘しておきたい。

McGinn は Kripke のいう規範性を「通時的 transtemporal な観念」だと捉えている (McGinn 1984=1990:243)。彼によれば、Kripke が要請し

ているのは「過去において意味していたのと同じ事を、現在において（新たな適用において）も意味すべきである」という規範性である。言い換えれば、ある語の使用においては、時を通じて同じことを意味していなくてはならないという意味での規範性である。この捉え方では、過去における意味と一致した語の適用が正しい適用であり、一致しない適用が誤った適用と見なされることになる。

確かに、既述のように、Kripke の設定では時間的な要因が導入されている。「過去において意味していたことと一致しようと意図するならば」という形で、過去と現在（将来）との関係に焦点が当てられているのである。しかしこれは、あくまで問題の規範性が発効するための条件であって、意図的に意味を変化させて使うような事例を排除するために設けられていると考えるべきである⁽¹⁵⁾。Kripke が課している規範性はあくまで、語をどのように適用するべきであるかという点に関わるのであって、McGinn の論ずるごとく、同じことを意味するべきであるかに関わるものではない。

次に、問題の定式化として、「話者が語（の発話）によって何かを意味すること」と「語が何かを意味すること」を区別しておきたい。この二つは、論点の取り出し方として全く異なっている。例えば Boghossian は Kripke の考える規範性を「語が何かを意味するということは、その語はある特定の対象に対して用いられた時に限り正しく適用されたことになる」という形で捉えている（Boghossian 1989: 513）が、そもそも問われていたのは、話者が語（の発話）によって何かを意味しようとするに関わる規範性であって、「語そのものが何を意味するか」に関わる規範性ではない。議論の焦点は語ではなく、それを使う話者に当てられているのだっ

た。

最後に、問われているのは、「プラス」や「+」という個々の語（記号）の適用における正しさであって、文法上の適格さではない。「プラス」という語を使った文が全体として文法的に適格であるかどうかではなく、むしろ、文法的には適格な文のなかで「プラス」という語をどのように使うべきかに焦点が当てられている。それゆえ、本稿で対象としているのは、語使用のレベルでの意味することと規範性との関わりである。

既述のように Kripke は、問題の規範性を語使用に関わる「will/should」の対立として捉えており、同時に「正当化の必要性」として描いてもいる。「+」によってアディションを意味しているなら、なぜわれわれは「 $2 + 3 = 5$ 」と答える〈べき〉なのか、といえば、なぜならそれがアディションの指定する〈正しい〉答えであるから、ということになる。つまり、ある新たな言語使用は、なにごとかを意味するためには、その意味するところによって正しい適用として正当化されていなければならないというのが、Kripke が「意味すること」に対して課している条件なのである。彼はこう書いている。

私が何を意味しているかに関する事実—もし私が言葉を以前に用いたのと同じ意味で用いたいならば—私の未来の行為を正当化し、それを不可避にするものとして想定されていることを思い出して欲しい。これが、私が何を意味しているかに関する事実についての基礎的な要請であった。(77; 強調原文)

以上の明確化を踏まえて、次のように言っておきたい。Kripke はその懐疑的議論を構成するにあたって、言葉によって何かを意味すること

にとって規範性は本質的だという想定を導入している。ここで「本質的だ」というのは、規範性に従わないならば、言い換えると、語の使用が正当化されているのでなければ、それによって何ごとかを意味するということはない、ということである。

3 意味することによって規範性は本質的か？

さて、私が本稿で批判したいのは、言葉によって何かを意味することによって規範性が本質的であるという、この想定である。私の考えでは、このような前提がある程度のもっともらしさをもって導入され得たのは、議論が「プラス」のような算術記号を事例として展開されているが故である。算術の例に集中することによって、意味の問題を同時に規則（この場合「加法の規則」）の問題として、つまり語と（意図された）関数との関係として論じることが可能になっている（当面の議論の枠組みにおいて、アディションの規則そのものが疑われていないことは既に述べた）。しかし、言葉によって何かを意味することを規範的な拘束力という観点から眺めることがもっともらしいのは、事例を算術の演算に限定しているからに過ぎない。

Kripke は、自身の懐疑論が「言語一般に適用されるものであり、数学の事例において最も抵抗なく明らかにされ得るとはいえ、数学の事例に限定されるものではない」(35)ということを強調している。主に数学の事例をめぐる懐疑論が言語一般に適用される筈だという Kripke の主張の背後にあるのは、次のような暗黙の仮定、即ち、算術以外のいわゆる日常言語においてもまた、アディションが正しい使用法を指定するのと同じように、正しい用い方が決まっているという考え方である。これは、語の使用によっ

て意味することを、規則順守の一ケースとして捉えることに他ならない。

Kripke の懐疑論において前提されているこの考え方に従うならば、何ごとかを意味するためには、ある語を正しく使えていること、その新たな適用が正当化されていることが必要だということになる。そしてこのような捉え方は、懐疑論の構成に当たって「『プラス』(ないし『+』)によってアディションを意味するならば」という定式化が採用された時点で、既にして暗黙の内に導入されていたと言うべきであろう。というのも、この定式化の下では、意味されるべき対象としてのアディション（という関数）の存在は確保され、「記号を正しく適用すること」が「アディションを意味すること」と等置されているからである。

このことは、算術から言語一般に自分の議論が拡張されうることを示すために Kripke が挙げているもう一つの例 (Kripke 1982=1983: 35) にも見て取ることが出来る。この場合の懐疑論者は、私は「テーブル」によってタバヤ tabair を意味していたのだと主張する⁽¹⁶⁾。つまり懐疑論者にかかる、生まれて初めてエッフェル塔の中に入ったひとは、椅子を「テーブル」と呼ばなくてはならず、テーブルを見つけたときにそれを「テーブル」と呼ぶことは正当化されていない、ということになる。

いずれの例においても明らかなのは、正当化された語使用を厳密な仕方で述べる方策が前提されているということである。アディションがどういう答えを指定するかは疑われていなかった。同様に、「タバヤ」の意味を説明するときの「テーブル」や「椅子」もまた、それが何を指すかは疑われていない。この懐疑論がそもそも理解可能であるためには、懐疑に晒されなないメタレベルの言語、しかも、懐疑する側に

も懷疑を受ける側にも同様に理解された言語が必要とされており、その言語によって、何を意味しているのかを表す選択肢（アディションかクワディションか、テーブルかタバヤーカーか）がそれ自体は疑われない仕方で提示されている。つまり、懷疑は選択肢の内部においてではなく、選択肢間の選択において提起されているのである。

本稿の問題関心は、言葉で何かを意味することは、一般に上記のような仕方で提示された「意味の選択肢」が指定する「正しい」用法によって束縛されたものとして見るべきかどうかにある。果たして、新たな語使用は、それによって何ごとかを意味するために、意味（ないし、意味していること）によって正当化されたり、「不可避にされて」いなくてはならないだろうか？

まず確認しておきたいのは、どのような言語使用であれ、それが正当化されたものであるか否か、不可避にされたものであるか否かとはひとまずは独立に、聴き手による解釈に晒されうることである。ここで「正当化された」の二つのレベルを区別しておく必要がある。一つは、解釈者の認識とは独立に成立すると想定されるような「正当化」であり、もう一つは解釈者によって認定される限りでの「正当化」である。Kripke（や後に触れる他の論者）の議論において、この二つのレベルは混同されている（この問題については次章で再度論じる）。前者の意味での「正当化」、つまり、相手の発話が解釈者のあずかり知らぬところで「正当化」されているかどうかは、そもそも解釈のプロセスに関与的でないだろう⁽¹⁷⁾。一方、後者の意味での「正当化」、即ち、解釈者が話者の語使用に対して下す判断における「正当化」（その発話が正当化されている/いないという解釈者による判断）は、ある意味で解釈に関わってくると言え

よう。しかし、このとき、語が「正当化された」と見なされる使用法に違背して用いられていたとしても、その語を含んだ発話が聴き手によって理解されるという事態は想像に難くない。具体的に言うなら、例えば、語の意味を（聴き手の側からすれば）“勘違い”している人の語使用もまた、聴き手によって、話者が意図するように解釈されうることである。あるいはまた、意図的にせよ、非意図的にせよ、まったく新しい（少なくとも聴き手にとって新しい）仕方でなされた語使用も、聴き手によって解釈されうるものである⁽¹⁸⁾。このように言うとき、それがどのような解釈であるのかという問題が生じていることは明らかであるが、ここでは少なくとも次のことに留意すべきである。即ち、これらの事実を考慮するならば、語使用に対する正当化が、その語を含んだ発話によって何かを意味することによって本質的であるという想定が疑わしくなる。というのは、ある語を使った発話が聴き手によって理解されているにもかかわらず、話者がその語の発話において何ごとをも意味できていないと考えることは難しいからである⁽¹⁹⁾。

これまでは Kripke の議論に寄り添う形で、「語の使用において意味する」という局面に注目してきたが、語の使用ではなく、語の理解という側面からも同種の問題が提起しうる。そこで、語の理解と「正しさ」との関係についての次のような議論を検討しておこう。

自分がある語を理解しているかどうかを如何にして知るか、という問題について飯田隆は次のように主張している。即ち、自分が言葉を理解しているかどうかは、自分がどのような感じを持っているかということのみによって知ることは出来ず、他人が言葉をどのように使っているかを知ることによってのみ、そう出来る、と

(飯田 1993: 226-7)。ここで飯田が問題にしているのは、私の考えでは、自分がその言葉を「正しく」理解しているかどうかである。この図式では、ある言葉の「正しい」理解と「誤った」理解との区別をつけるための参照点として、他者の言葉遣いが導入されている。この枠組みにおいても、どの他者の言葉遣いを参照することが自分の理解の「正しさ」を保証するのか、という問題は別に立てられるであろう。単に任意の他者を参照するだけでは、自分がその人と「同じように」理解していることは確かめられても、「正しく」理解していると確かめられるわけではないと論ずることが可能だからである。いずれにしても、ここで「誤った」理解(=他者の言葉遣いと一致しないような理解)は端的に「理解していない」ものと見なされている。

しかし、他者の言葉遣いと一致しなかったとき、それが「規範に反した・誤った理解である」ということと、いかなる意味でも「理解できていなかった」ということは同じではあり得ない。言い換えれば、他者の言葉遣いと一致しない仕方言葉を使っているならば、即ち全く理解できていない、ということなのではない。上述のような議論は、「理解」という概念を不当に狭く捉えていると言うべきである。

ただし一方で、いかなるケースをも「理解している」ものと見なすこともまた誤っているだろう。「全く(何も)理解していない」という状態もまた適切に位置付けられなければならないからである。言い換えれば、「理解」と端的な「無理解」との違いがどこかに見出される必要がある。語の使用という観点に戻るなら、語の有意味な発話とランダムな発声との違いはどこにあるのか、ということになる。

前者であるための条件の一つは、それが「解釈可能であること」である。正しいとは見なさ

れないような使用(誤用とされる使用、他者と一致しない使用)であっても、それが解釈可能である限り、なにごとかを意味できているのである。「意味すること」を狭く捉える Kripke は、「逸脱した」(と見なされる)言語使用の扱いに際して些か冷淡である。彼は、自分にとって「奇妙な bizarre」語使用をなす者に対する再解釈は「殆どの場合不可能」(178)であると述べている。しかし、「識別可能なパターンを殆ど示さない」(176)ような語の使用と、もう一方で「(特定の)規則に従っている」という形式の判断で捉えられるそれとの間にも、解釈可能であるような言語使用の領域が存在するはずであり、そこでは何かが意味されていると考えるべきなのである。

本章の最後に、「解釈可能である」とはどのようなことであるかについて、僅かながら説明を加える必要がある。まず明確にされるべきは、「解釈」ということの意味である。われわれはここで、「解釈」の中に、適切な correct ものと、そうでないものとの区別のあることを認めなくてはならない。そしてこの適切さは、話し手と聴き手のコミュニケーションという観点からして、話し手の意図との相応性として捉えられる。即ち、「解釈可能である」という時の「解釈」は、話し手の意図に即した仕方解釈されうるという意味である。では何がこの意味での適切さの指標となるのか。そのもっとも緩やかな(そして常識的な)規準としては、問題の語使用を含んだ対話の「総体的な円滑さ general fluency」(20)が考えられよう。円滑さはもちろん程度を持っているが、程度の差異は感得できるものである。適切な仕方聴き手が解釈しているとき、その対話は円滑に進むであろう(これは両者の意見が一致しているということではない。ある程度は円滑に進む対話においてこそ意見の不一致、主張

の対立が生じるのである)。

しかしながら、対話が円滑に進んでいることが解釈の適切さを保証するわけではない。言わば“こんにやく問答”的な円滑さというものが考えられるからである。この意味で、解釈は常に「仮説的⁽²¹⁾」であると言ってよいだろう。当初の解釈の適切さは、常に、後から振り返って帰されるものであり、しかも振り返りの最終地点というものは、原理的には存在しないからである。

次に「解釈可能である」に含まれる「可能性」の意味についてであるが、一つの問題は次のようなものだ。即ち、もし特定の聴き手によって特定の解釈が行われたことをもって、話者が何ごとかを意味していることの規準とするならば、意味しているか否かという問題が聴き手の解釈能力に依存することになる。では、ある目新しい語使用に対して、それを解釈することが出来ずに「無意味だ」と見なしてしまうような、頑なな聴き手を相手にしてしまった話し手は、そのことによって「何も意味できていなかった」と見なすべきだろうか。他の、より柔軟な聴き手が相手であれば対話は円滑に進んだかもしれないという想像可能性を考慮するならば、答えは否定の方に傾くだろう。つまり、解釈可能性を、特定の偶然的な聴き手との関係として捉えない方向である。しかし、気を付けなければならないのは、話者はその頑なな聴き手に対しては意味することに失敗したという点である。そして、にも拘わらず彼の発話が解釈可能であるということは、別の(より柔軟な)聴き手の想定と相対的にのみ言えることなのである。

4 規範性の次元

言語と規範性との本質的な結びつきを前提と

する主張は何処にその根を持っているのだろうか。何かを話しながら話し手が「自分は自分の意味していることを他人よりもよく知っている」と疑念なく信じている、といった事態は決して珍しいものではないし、多くの場合われわれはその信念を尊重している。このような、意味についての一人称的権威の想定とその尊重は、言語を個人のレベルで捉える見解へと通じるものでもある。そして、このような見解に対する反対根拠として取り上げられるのが、言語における規範性である。例えば飯田隆は、孤立して考えられた個人の言語理解から考察を出発させるやり方を批判して次のように述べている。

こうした考察法の誤りは、言語使用のもつある本質的な側面、すなわち、その規範性を説明できない点に、端的に現れている。(飯田 1987: 221)

確かに、言語使用者をその環境の総体から完全に切り離した上で彼の言語理解を解明しようとするならば、彼がその言語使用において「正しい/誤っている」と見なすことは、差し当たっては不可能に思われよう。というのも、このような説明図式の下では、それぞれの話者の言語理解(とそれに基づいた使用)そのものが考察の材料となる基礎的な事実であって、そこから考察を開始するしかない以上、その言語理解の「正しさ/誤り」を観察者として外部から判断するための規準は存在しないからである。

われわれはここで、問題となっている「正しい/誤っている」という区別が、どのレベルで設定されているのかを仕分けしなくてはならない。明らかに、話者自身は日常的に「正しい/誤り」の区別を適用するであろう。つまり、「正しい/誤っている」の区別は実際にわれわれ

れの言語活動において機能しており、われわれは自らの、あるいは他者の言語使用に対してこの区別が適用される可能性を認知していると言ってよい。具体的に言うなら、辞書の指定する語法を「正しい」として優先させたり、ある種の語彙については専門家の權威性を認めたりするのである。しかしこのことと、話者の言語理解を何らかの外的な規準に照らして「正しいか誤っているか」について「客観的な」判断を下すことは同じではない。この時、「正しい/誤り」の区別は話者による了解とは異なる次元に設定されているからである。

これは、言語使用についての正誤判断が、いわば観察者視点と行為者視点のどちらに定位されているのかの相違である。われわれが日常的に語法の「正しさ・誤り」の区別を適用するとき、その判断は行為者視点からなされている。一方、理論家が言語や意味について論じるときに、行為者視点を超え出た観察者視点を取りながら規範性を捉えるケースがある。そして、どちらの視点が取られているかによって、意味と規範性との関係についての主張は、その趣旨が全く異なってくるのである。この点を明示化するために、言語の規範性を同じように主張しながら、重要な点で異なっている二つの見解を対照させてみよう。

ある論者は、意味理解を個人の傾向性に還元するような議論は「意味の規範性」を説明できないと (Kripke と同様に) 指摘した上で、次のように述べている。

(語の理解は一引用者) それを正しく使用できる能力に存する。言い換えれば、ある語を理解していることは、それを私がどのように使うべきかを決定する。(Koppelberg 1995: 341)

ここでは、ある語を理解していると言い得るためには、それを「正しく」使うことが出来な

くてはならないという点に規範性が見出されている。この図式において「正しさ」の規準は、個々の話者が持っている(「誤って」いるかもしれないような)理解や傾向性そのものの中にはない。彼が理解しているかどうかの規準は、どこか話者の外に探し求められるだろう(例えば「共同体の使用」に)。そしてこの時、「正しさ/誤り」と「理解/非-理解」とが対応づけられていることに注意されたい。外部の規準に照らして「正しく」使っているならば「理解」しており、「誤って」使っているなら「理解していない」わけである。この種の対応付けは、前章までで検討した主張にも見出されたものであった。規範性に関するこのような主張を行う論者は、観察者視点に立っていると言えよう。

一方、やはり言語の規範性を主張するある論者は、われわれの言語理解には語を「正しく理解しようとするコミットメント」が含まれていると主張する (Burge 1989: 184)。自らの理解における「誤り」を認め、(他者による、または自身による)訂正を受け入れる姿勢自体を語の理解の一部と見なすということである⁽²²⁾。このような主張は、行為者視点から見た規範性の様態を述べたものだと言える。

要するに、両者ともに言語における規範性を主張しているのだが、そこには見過ごせない相違がある。即ち、前者は規範性を観察者視点から設定し、後者は行為者視点に設定している。そして、前者の考え方に従えば、言語理解の有無そのものが、言語を「正しく」使用できているかいないかによって決まることになる。一方後者では、「正しく理解しようとする」という話者自身による構えそのものを意味理解の一部に含めてはいるが、「正しさ」と理解を一義的に結びつけていない点で前者と異なっている。

これまで論じたように、私の考えでは、前者

のような見方は意味の理解と「正しさ」とを一意的に対応づけている点で誤っている。意味と規範性との関係はこのように解されてはならない。Kripke (及び他の論者たち)において、言語における規範性は、言語の外部に、いわば言語を言語として成立させるようなものとして想定されてしまっている。しかし、この点において彼らは意味というもののあり方を見誤っているのである。

5 終わりに

Kripkeはその懐疑論で、意味していることを構成するような(個人に関する)「事実」は存在しないことを示そうとした。私が本稿で批判したのは、その懐疑論(や他の論者達の議論)に潜在しているある考え方、即ち、規範性と意味(すること)との関係についての特定の見解である。Kripke(及び他の論者)が要請するような規範性は意味することにとって非本質的だと見なすからといって、私は、Kripkeが検討し、そして棄却した類の「事実」をそのまま認めるべきだと主張するものではない。実は、「意味することは個人において見出されるような事実ではない」という懐疑論の帰結そのものは、ある意味で、本稿の主張と結果的には必ずしも対立するものではなくなっている。というのは、こういうことである。ある人が語の発話によって何かを意味するためには、言い換えれば、それがランダムな・無意味な発声でないためには、それが解釈可能なものであることが必要だと既に述べた。そして、「解釈可能である」とは、話者個人において見出される事実なのではなく、話者と解釈者との間で成立する関係のあり方なのであった。この意味で、Kripkeの懐疑論が否定しようとした類の“個人において成立してい

る事実”のみが解釈可能性を保証するわけではないのである。

言葉を使うときには様々なレベルで規範が作用していることは疑いない。本稿が批判しているのは、意味することと規範性との本質的な繋がりとこの考えに対してであって、言語実践に作用する規範性の存在そのものを否定するものでは全くない。むしろ、解釈という場面にこそ規範性は深く関わっているだろうからである。

註

- (1) Kripke (1982 = 1983) において展開されている。以後本稿では、同書からの引用は()内に翻訳書のページ数のみを示すことにする。ただし、訳文は適宜変更した。
- (2) Kripke 批判として、規範性の扱いに注目した論者としては Bilgrami (1993) がある。
- (3) Kripke の Wittgenstein 解釈は間違っているとしばしば非難されている。多くの場合に批判的となるのは『哲学探究』§ 201 の解釈である。McDowell (1984: 276ff), Malcolm (1986=1991: 283ff) を見よ。
- (4) Blackburn (1984)
- (5) McGinn (1984=1990), Wright (1984=1985), 松阪 (1995)
- (6) McGinn (1984=1990), Boghossian (1989)
- (7) 最近の日本の論者によるものでは、飯田 (1987, 1993), 野矢 (1999) を参照。
- (8) 盛山 (1995, 第六章, 及び p.213ff), 大澤 (1990) を参照。
- (9) Kripke の懐疑論が否定する「私的言語」と Wittgenstein が問題とするそれとは異なるものだという指摘がある (Boghossian 1989: 518)。本論では Wittgenstein 解釈には立ち入らないので、この問題

には触れない。

(10)ここでひとこと注釈を加えねばならない。以下で論じる「Kripkeの議論」は、実は、Kripke本人が抱いている見解ではない。Kripkeによれば、この本で示されているのは「彼の心を捉えた限りでのWittgensteinの見解」だという。それゆえ、同書の議論は時に“Kripkensteinの見解”と呼ばれている。本稿は、Wittgenstein解釈の問題には立ち入らないので、以下はあくまで「Kripkensteinの見解」をターゲットにしていることになる。

(11)この本全体の構図を先取りして述べるならば、懐疑論とその懐疑的解決という形でKripkeが提案しているのは、「意味」あるいは「規則」という語を使ったわれわれの言葉遣いに関する言語観の転換である。その転換は次のように表現されるだろう：「ジョーンズは『+』によってアディションを意味している」といった文の説明を与える際に、真理条件（Kripkeにとってそれは殆ど「対応する事実」と同義であることに注意）によってではなく、言明可能性条件（assertability condition = 主張可能性条件）ないし正当化条件 justification condition（如何なる条件下でその種の言語使用が正当化されるか）と、その言語使用がわれわれの生活において如何なる役割と有用性を持っているのかによる説明（＝言語ゲームの記述）へと転換せよ。

Kripkeはこう述べている。

我々はただ単に、そのような通常表現（「プラスによってアディションを意味している」のような表現：引用者）に対し哲学者達が誤って与えた「法外な事実」の存在を、否定しようと思っているのであり、そのような表現そのものの正当性を否定しようと思っているわけではないのである。(135)

(12)その関数を◎で表すならば、

もし、 $x, y < 57$ ならば $x \odot y = x + y$

それ以外では、 $x \odot y = 5$

と定義されるだろう。

(13)註(5)参照。

(14)ある意味でKripkeと同様に（しかし異なった仕方でも）意味論的事実への攻撃を加えたQuineに対してSearleは、「私は自分の意味していることを知っている I know what I mean」という一人称による主張の特権性によって反駁しようとしている（Searle 1987）。SearleへのQuine的立場からの反論としてHylton（1990-1991）参照。

(15)むしろ、実はこのような限定自体が、「意味する」という現象を不当に狭く捉えていることに注意を促したい。この点は後に論じる。

(16)「タペヤー」とは、エッフェル塔以外で見出されるテーブルか、エッフェル塔で見出される椅子のことである。

(17)もちろん、前者の意味での「正当化」の有無そのものがコミュニケーションの対象となれば、それは解釈に関与的となろう。しかしこのとき「正当化」の意味は後者の範疇に移っているのである。

(18)このような論点について、Davidson（1986, 1994）の示唆を受けている。

(19)ここで触れたケース以外に、懐疑論を算術の例から日常言語一般に拡張することを阻むと思われるのは、評価語の扱いである。「美しい」のような評価語の使用は、算術の場合と異なり、その意味（その語によって意味されること）によってのみ決まるものではない。話者の評価という別種の要因が関わってくるからであり、更に、評価語の意味は話者の評価のあり方と切り離せないからである。

(20)これはもともとQuineが、同一の言語共同体に属していることの規準として挙げた条件（Quine 1969: 87）であるが、ここではそれを転用した。

(21)盛山（1988: 69, 1995: 258）参照。

(22)同様の主張は Dummett (1974) にも見出される。

於・関西学院大学)における報告原稿を改稿したものである。

*本稿は、第71回日本社会学会大会(1998.11.22/

【文献】

- Bilgrami, Akeel, 1993, "Norms and Meaning", in Stoecker, R. (ed.), *Reflecting Davidson*, Berlin: Walter de Gruyter.
- Blackburn, Simon, 1984, "The Individual Strikes Back", *Synthese* 58.
- Boghossian, Paul, 1989, "The Rule-Following Considerations", *Mind* XCVIII.
- Burge, Tyler, 1989, "Wherein is Language Social", in Alexander, G. (ed.), *Reflections on Chomsky*, Blackwell.
- Davidson, Donald, 1986, "A Nice Derangement of Epitaphs", in LePore, E. (ed.), *Truth and Interpretation: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson*, Oxford: Blackwell.
- , 1994, "The Social Aspect of Language", in McGuinness, B. and Oliveri, G. (eds.), *The Philosophy of Michael Dummett*, Dordrecht: Kluwer.
- Dummett, Michael, 1974, "The Social Character of Meaning", in *Truth and Other Enigmas*, Gerald Duckworth & Company Ltd., 1978, pp.420-430
- Hylton, Peter, 1990-1991, "Translation, Meaning and Self-Knowledge", in *Proceeding of the Aristotelian Society*, Vol. 91 part 3.
- 飯田隆, 1987, 『言語哲学大全 I』勁草書房
- , 1993, 「意味と経験」(森俊洋・中畑正志編『プラトンの探究』九州大学出版会)。
- Koppelberg, Dirk, 1995, "Skepticism about Semantic Facts", in Leonardi, P. & Santambrogio, M. (eds.), *On Quine*, Cambridge Univ. Press.
- Kripke, Saul A., 1982, *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Harvard Univ. Press. (= 1983 黒崎宏訳『ウィットゲンシュタインのパラドックス』産業図書)
- Malcolm, Norman, 1986, *Nothing is Hidden: Wittgenstein's Criticism of the Early Thought*, Basil Blackwell. (= 1991 黒崎宏訳『何も隠されてはいない』産業図書)
- McDowell, John, 1984, "Wittgenstein on Following A Rule", *Synthese*, 58 Reprinted in Moore, A. W. (ed.), 1993, *Meaning and Reference*, Oxford U.P.
- 松阪陽一, 1995, 「規則の認識論—クリプキ以降のウィットゲンシュタイン解釈」, 飯田隆(編)『ウィットゲンシュタイン読本』法政大学出版局。
- McGinn, Collin, 1984, *Wittgenstein on Meaning: An Interpretation and Evaluation*, Basil Blackwell. (= 1990 野矢茂樹訳『ウィットゲンシュタインの言語論—クリプキに抗して』勁草書房)
- 野矢茂樹, 1999, 『哲学・航海日誌』春秋社
- 大澤真幸, 1990, 「コミュニケーションと規則」市川浩ほか編『現代哲学の冒険⑩交換と所有』岩波書店。
- Quine, W. V., 1969, *Ontological Relativity & other essays*, Columbia University Press.
- Searle, John, R., 1987, "Indeterminacy, Empiricism, and The First Person", in *the Journal of Philosophy*, vol.LXXXIV, No.3.

盛山和夫, 1988, 「反照性と社会理論」『理論と方法』vol.3 No.1

——, 1995, 『制度論の構図』創文社.

Wright, Crispin, 1984, "Kripke's Account of the Argument against Private Language", in *the Journal of Philosophy*, vol.LXXI, No.3. (= 1985 松本洋之訳「クリプキと私的言語論」『現代思想』12月号臨時増刊, vol.13-14.)

(つねまつ じゅん)

(E-mail : VYB03233@nifty.ne.jp)

社会学の名著

現象学的社会学
をリードする――

アルフレッド・シュッツ著作集

1 社会的現実の問題Ⅰ 4500円
2 社会的現実の問題Ⅱ 4000円

3 社会学理論の研究 5000円
4 現象学的哲学の研究 5000円

危機と人間主観

サレンダー・キヤッチと社会学理論 注目の最新刊
クルト・H・ヴォルフ 那須・沢井・戸川・伊藤・矢部訳 5000円

生活世界の構成

レリヴァンスの社会学
A・シュッツ リチャード・M・セイナー編 那須・浜・合井・入江訳 3398円

社会問題の構築

ラベリング理論をこえて
J・キツセ M・B・スペクター 村上・中河・鮎川訳 4500円

日常性の解剖学

社会学分析に関するエスノメソドロジの記念碑的論文
G・サーサス H・カーフインケル他 北沢・西原訳 3000円

会話分析の手法

会話分析の特徴を明らかにする手引書
G・サーサス 北沢・小松訳 2200円

本体価格表示

マルジュ社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-5-2
電話03-3813-7349 FAX03-3813-6098
振替00170-9-85272